

平成 27 年 8 月 10 日
第 5 回市総合計画審議会
経営企画部企画総括担当

議案第44号

第2次遠野市総合計画基本構想の策定について

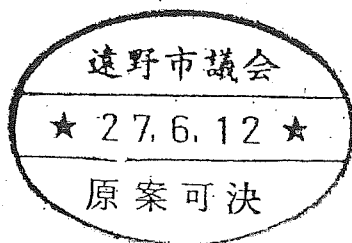
第2次遠野市総合計画基本構想を別冊のとおり策定することについて、遠野市議会基本条例
(平成24年遠野市条例第26号) 第12条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月5日提出

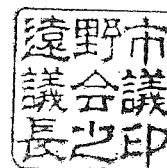
遠野市長 本田 敏 秋

提案理由

市政の総合的かつ計画的な運営を図るため、第2次遠野市総合計画基本構想を策定しよう
とするものである。



遠野市議会議長 新田 勝 見



第2次遠野市総合計画基本構想

(計画期間 平成28年度～平成37年度)

I 将来像

- 1 将来像の基本的考え方
- 2 基本理念
- 3 将来像

II 計画の大綱

大綱1 自然を愛し共生するまちづくり

大綱2 健やかに人が輝くまちづくり

大綱3 活力を創意で築くまちづくり

大綱4 ふるさとの文化を育むまちづくり

大綱5 みんなで考え支えあうまちづくり

共通優先方針 産業振興・雇用確保と少子化対策・子育て支援

平成27年(2015)年

岩手県遠野市

I 将来像

1 将来像の基本的考え方

新市誕生に当たって策定した前総合計画では、合併後の新市の長期的な視点に立ったまちづくりを進めるため、基本構想として、市民と行政との協働活動による「遠野スタイルの創造」を基本理念に、将来像として「永遠の日本のふるさと遠野」を掲げ、まちづくりに取り組んできました。

また、前総合計画の策定に併せて、悠久の時を越えて継承してきたうるわしい郷土と、伝統ある文化に誇りを持ち、このすばらしい宝玉を、さらに「永遠の日本のふるさと遠野」として、創造・発展させることを目的として、市民憲章を定めました。

遠野市民憲章

わたくしたちは、悠久の時を越えて継承してきたうるわしい郷土と、伝統ある文化に誇りを持ち、このすばらしい宝玉（たから）を、さらに「永遠の日本（にほん）のふるさと遠野」として、創造・発展させるため、ここに、この憲章をさだめます。

わたくしたちは

- 1 豊かな自然を愛し、平和で住みよいまちをつくります。
- 1 心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまちをつくります。
- 1 創意をみつめ、産業と交流の元気なまちをつくります。
- 1 恵まれた文化を活かし、夢を育む学びのまちをつくります。
- 1 共に考え支えあって、未来を望む協働のまちをつくります。

この市民憲章は、基本理念に基づく将来像を実現するための5つの大綱から成り立っており、本市で暮らす人々が、より良い生活を築いていくための基本的な考え方を表したもので、市民に定着しています。

本総合計画においても、前総合計画の基本構想の考え方を継承して、今後の進むべき方向性と将来像を設定します。

2 基本理念

本市のまちづくりの基本理念である「遠野スタイル」は、市民センターや各地区センターを拠点に、各種団体などによって実践されています。

このような地域資源を生かした市民と行政の協働スタイルは、これまでの10年の取組において、広く市民に周知されてきました。

地方分権社会、国際化の進展に伴い、この協働スタイルの重要性が益々高まっていく中、本総合計画においても、地域づくりをはじめ、産業の活性化や少子化・高齢化対策、環境問題など、あらゆる分野において、これまでの取組を継承し、さらに発展させるため、「遠野スタイルの創造・発展」を基本理念とします。

【基本理念】 遠野スタイルの創造・発展

遠野スタイルとは、「地域の特性や資源を活かすこと」「市民が主体性を持つこと」「自分たちのまちをより良くしようと行動すること」を基調に展開するまちづくりであり、同時に、持続可能なまちづくりの仕組みを創造しようとする市民と行政の協働活動そのものです。

特に、東日本大震災において、人と人の絆、地域と地域のつながりにより、沿岸被災地の後方支援基地として救援物資の提供や人的支援に重要な役割を果たしたことも「遠野スタイル」の姿です。



3 将来像

将来像の基本的考え方と基本理念を踏まえ、「永遠の日本のふるさと遠野」を継承し、本市の将来像とします。

【将来像】

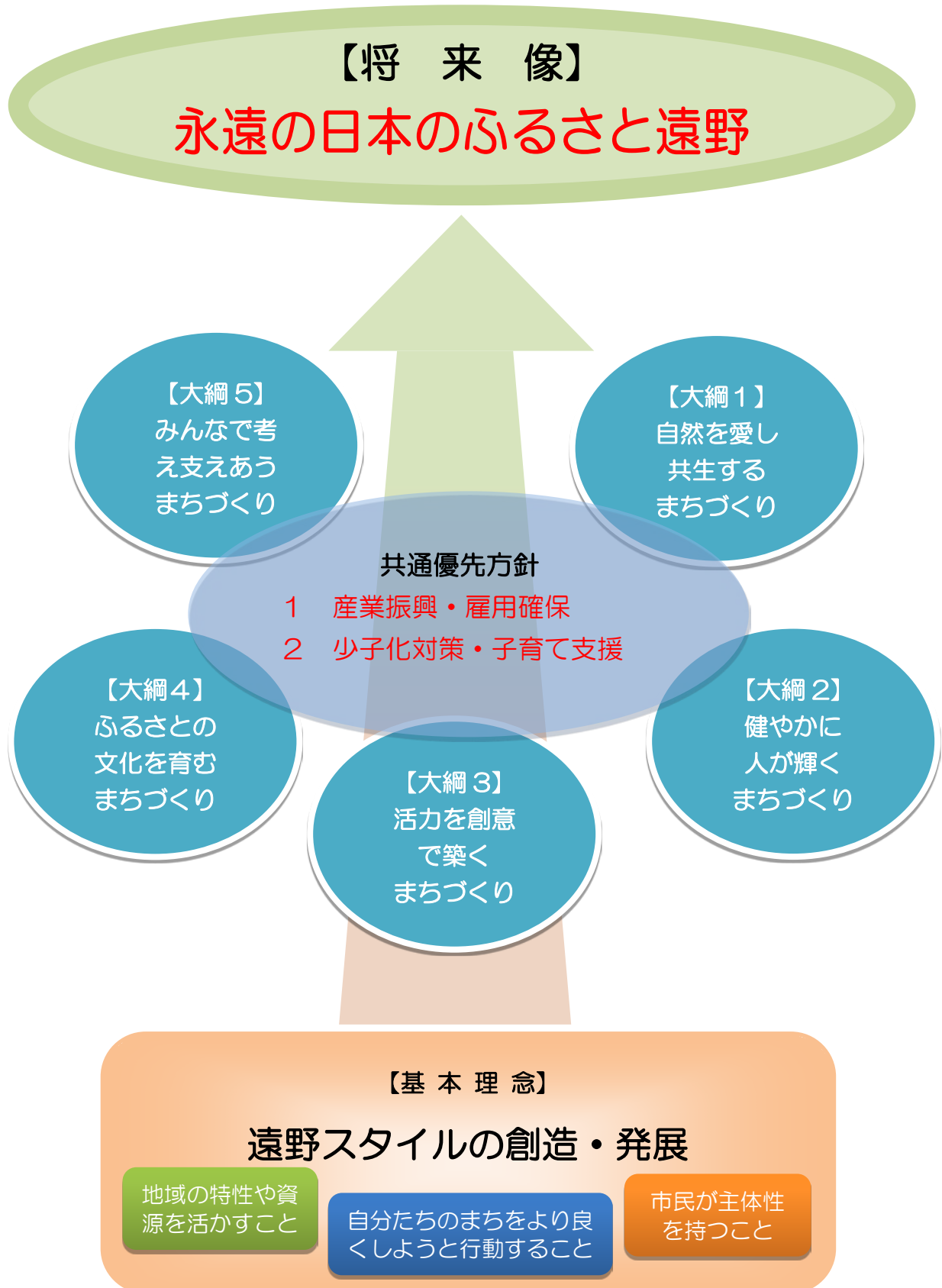
永遠の日本のふるさと遠野

「永遠の日本のふるさと遠野」は、自然と共生しながら、人々が健やかに輝き、活力にあふれ、ふるさとの文化を育み、市民一人ひとりの郷土への誇りと愛着と熱意によって、みんなで築くふるさとです。

悠久の時を越えて継承してきた遠野らしさを生かし育むとともに、その魅力を積極的に発信することにより、「永遠の日本のふるさと遠野」を創造します。

II 計画の大綱

基本理念に基づく将来像を実現するため、平成 18 年 9 月に制定した「遠野市民憲章」を踏まえ、5つの大綱を定めて、まちづくりに取り組みます。



大綱 1 自然を愛し共生するまちづくり

主な項目：環境保全・再生可能エネルギー・景観・道路・水路・上下水道・総合交通・都市計画・公営住宅・防災・消防・救急・防犯・交通安全・情報通信 ほか

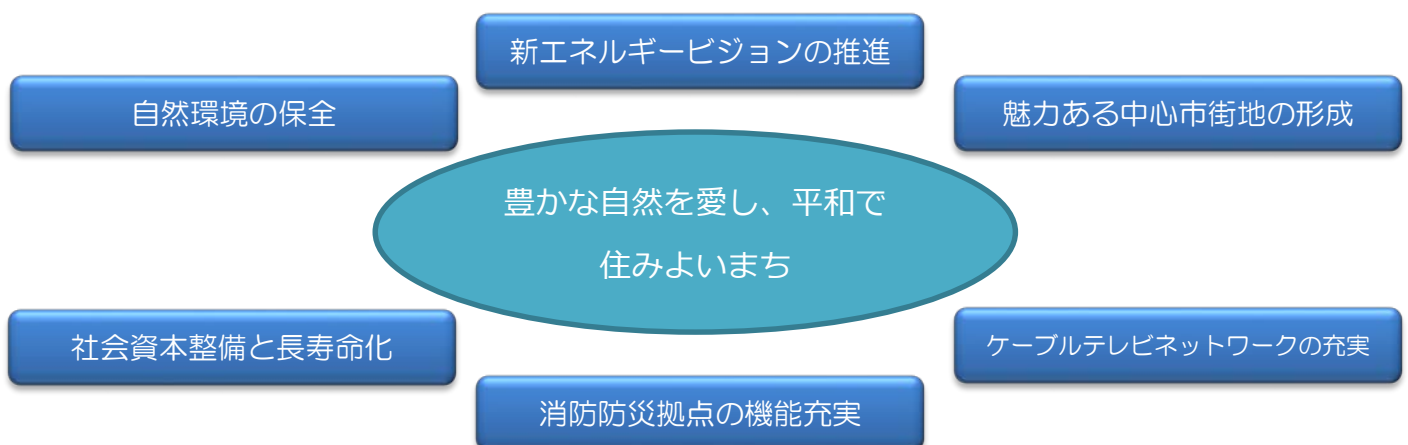
市民が、豊かで美しい自然環境を愛し、かけがえのない自然と共生しながら、安全で快適に暮らせる、住んで良かったと実感できるまちづくりに取り組みます。

自然との共生においては、市民共通の財産である遠野の歴史・風土及び街並み、美しい山河などの自然環境や、田園及び山里の景観を守り育てるとともに、後世に引き継ぎます。また、東日本大震災を契機に、豊かな地域資源を生かすことへの期待が高まっていることから、「遠野市新エネルギービジョン」が示す再生可能エネルギーの導入を推進し、地域資源の循環活用と自然景観が調和する社会を目指します。

快適な居住環境においては、道路、水路、污水处理などの生活に身近な環境の一体的な整備を進めるとともに、本庁舎の整備と合わせた遠野駅前通り周辺の再開発による魅力ある中心市街地の形成と都市機能の充実を図ります。

道路交通基盤においては、東北横断自動車道釜石秋田線の釜石までの全線開通に向けた整備を推進するとともに、その活用を図ります。市民生活の利便性を高めるために、市道の整備、橋梁の老朽化対策を進め、長寿命化を図ります。また、総合交通対策として、効率的で持続可能な生活交通システムの構築を図ります。

安心安全な地域づくりにおいては、東日本大震災において内陸部に位置する本市が、沿岸被災地の後方支援基地として救援物資の提供や人的支援に重要な役割を果たしたことから、広域的な災害に対応できる消防防災拠点としての機能充実・体制強化を図るとともに、地区単位での自主防災組織の育成、関係機関・団体・地域が一体となった交通安全や防犯活動を推進します。また、ケーブルテレビネットワークの活用による全市的な情報の共有化、情報基盤の整備に取り組みます。



大綱 2 健やかに人が輝くまちづくり

主な項目：保健・医療・高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・社会福祉全般・生涯スポーツ・国民健康保険・少子化対策・子育て支援 ほか

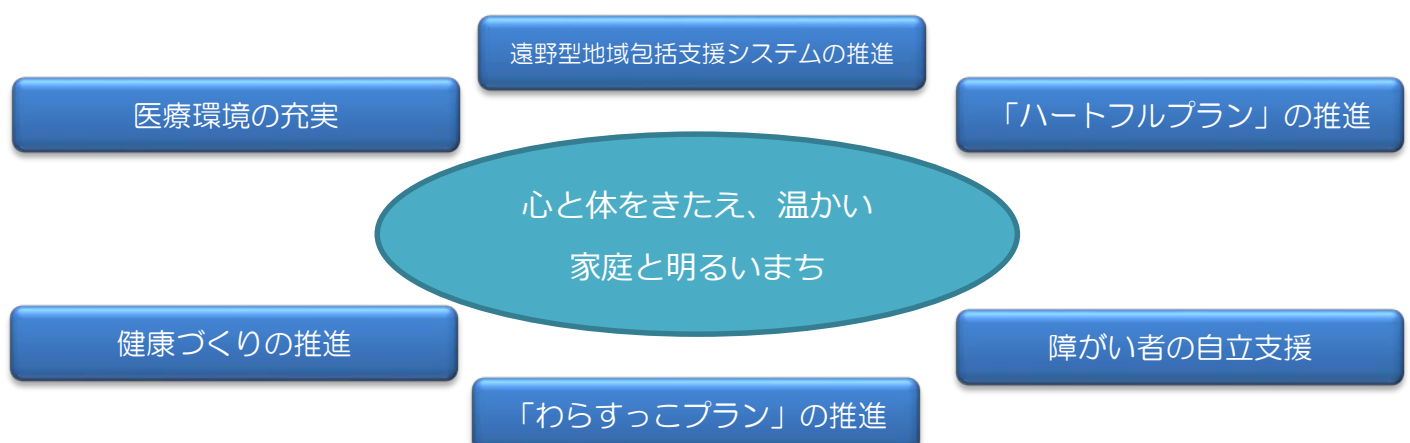
保健、医療、福祉の連携を図りながら、遠野型地域包括支援システムを推進し、全ての市民が、心身ともに健やかで、いきいきとした人生を過ごし、助け合いながら輝くまちづくりに取り組みます。

健康づくりにおいては、生活習慣病や介護予防対策を推進するとともに、改修工事を終えた市民センターを拠点に、生涯スポーツや生涯学習が一体となった市民総参加による健康づくりを推進します。また、スポーツ活動では子どもたちの体力や運動能力、競技力の向上を図ります。

地域医療においては、在宅診療をはじめ、介護予防、保健予防活動を包括した医療を推進します。また、医師確保に取り組むとともに、東北横断自動車道釜石秋田線やドクターヘリの活用により、市外医療機関との連携を図り、救急搬送体制の強化を図るなど、市民が安心できる医療環境体制の整備に努めます。

地域福祉においては、高齢者が慣れ親しんだ地域や家庭で心身ともに健康でいきいきと生活できるように、生きがいを持って活躍できる環境づくりと日常生活において支援を必要とする人を地域で支えるために、参加と協働の地域づくりを構築する「ハートフルプラン」を推進します。また、身体、知的、精神の三障がいを総合的に一体化したサービスの円滑な実施を図り、障がいの自立支援を促進するとともに、福祉施設から地域生活への移行を促進するため、在宅支援施策の充実を図ります。

子育て支援においては、病児等保育の充実をはじめとする多様なニーズに対応した保育サービスを行うとともに、児童館や児童クラブの充実により、子どもの健全育成の強化を図るなど、総合的に「わらすっこプラン」を推進します。また、わらすっこ条例の理念のもと児童の福祉を増進するとともに、「子育てするなら遠野」をキャッチフレーズに各施策に取り組み、市民が安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくります。



大綱3 活力を創意で築くまちづくり

主な項目：農業・林業・畜産業・商業・工業・6次産業・産業振興・雇用確保・起業化・中心市街地活性化・観光・ふるさと交流・定住促進・国際交流 ほか

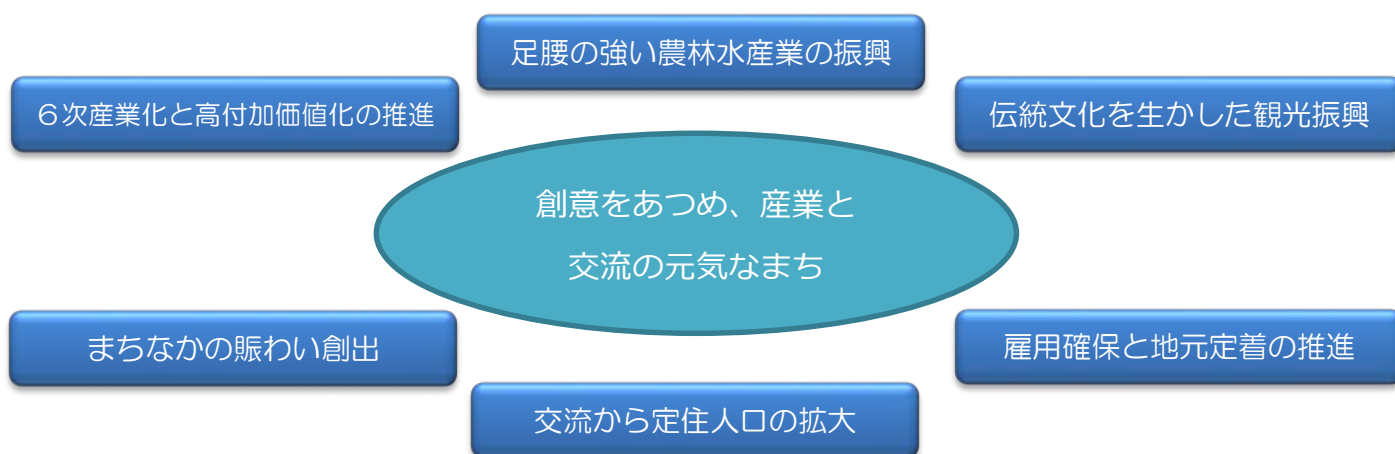
本市の資源や特性を生かした活力ある産業を創意で築くために、異なる産業分野と連携・協力して、地域の特徴を生かした6次産業や観光・交流などの振興により、市民所得の向上が図られるまちづくりに取り組みます。

農業においては、「農林水産振興ビジョン」に基づき、足腰の強い農林水産業の振興を図り、併せて、農地の利用集積、担い手確保や集落営農の育成、生産基盤の整備、農地の多面的機能維持活動などを支援します。また、耕畜連携を進め、畜産では、遠野牛の増産に取り組むとともに、遠野ならではの馬事振興を図ります。林業では、森林整備を進め遠野地域木材総合供給モデル基地の機能を生かした木材産業の振興と遠野産材の需要拡大を図るとともに、木質バイオマスの利活用を促進します。

商工業においては、特色ある地域資源を生かす取組を支援し、遠野ブランドの確立や地元特産品の高付加価値化を目指します。また、広域的な経済圏域で、人と資金が好循環し若者が定着する魅力ある雇用の場の確保を図るため、企業誘致の促進と地場企業の設備投資、人材育成の支援強化を図るとともに住環境整備に努めます。さらに、中心市街地に整備する本庁舎を核とする街並み再開発を進め、まちなかの賑わい創出を図ります。

観光においては、まつりやイベント、観光施設などの観光資源の情報発信に取り組むとともに、受入体制の強化を図り、新規誘客とリピーターの増加に努めます。また、外国人観光客の受入体制及び環境整備に取り組みます。

交流においては、遠野ツーリズムの推進や全国の自治体、企業、大学及び民間を含めたネットワークづくりを行い、交流人口の拡大を図ります。また、「で・くらす遠野」の活動により、全国の遠野ファンの拡大を図るとともに、移住希望者の相談窓口や空き家バンクを充実させ、定住人口の拡大を目指します。



大綱 4 ふるさとの文化を育むまちづくり

主な項目：就学前教育・学校教育・生涯学習・芸術文化・郷土文化・文化財（ほか）

市民一人ひとりが、ふるさとの夢と誇りを持ち、長年にわたって培ってきた個性豊かな文化を大切にすまちづくりに取り組みます。また、家庭・地域・学校が連携を強化しながら、学校教育や生涯学習の充実を図ることにより、郷土を愛し支えていく人材の育成を図ります。

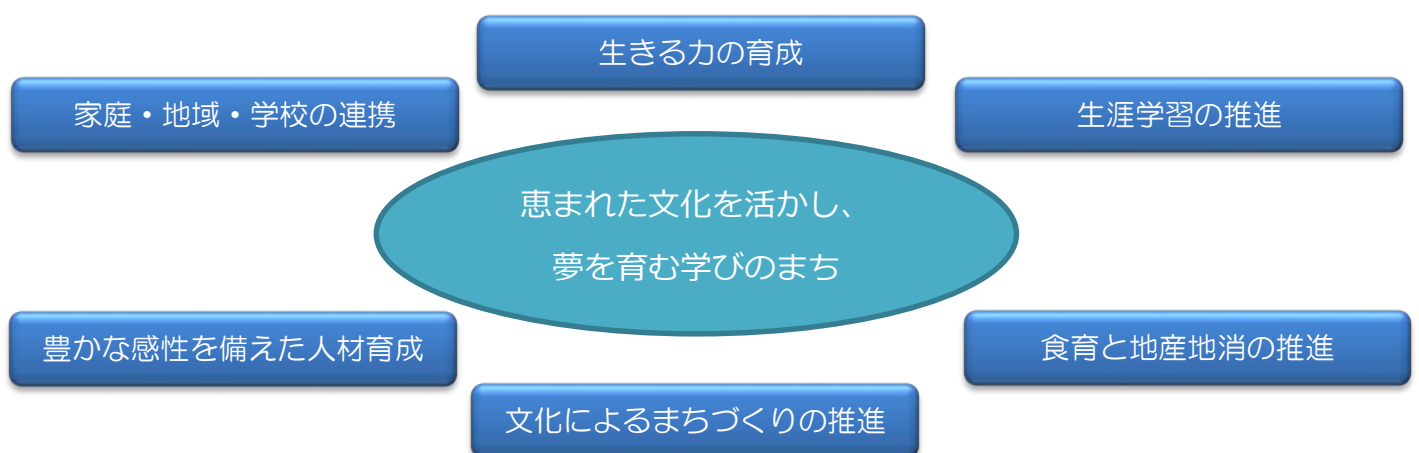
就学前教育においては、幼児の生活の場である家庭や地域、そして幼稚園・保育所などとの連携、さらには就学に向けて、小学校との情報共有や相互理解を深める積極的な連携・交流の場を確保します。

学校教育においては、小・中学校が連携し義務教育9か年にわたる学習を充実させ、学力の向上に努めるとともに、児童生徒の知育・徳育・体育のバランスのとれた教育活動により、「生きる力」の育成を図ります。また、「温かみと潤いのある学習環境」と「地域にとって開放的で親しみのある学校」を基本とした教育環境の整備を図ります。さらに、学校給食では、地域の食文化への理解を深める「食育」の推進を図りながら、地産地消拠点としての総合食育センターによる安心安全な給食の提供を推進します。

生涯学習においては、市民センターや地区センターを拠点として、市民ニーズに応じた学習機会の提供に努め、市民の自己実現と社会貢献を支援します。

芸術振興においては、優れた芸術に触れる機会の充実や、遠野物語ファンタジーに代表される市民の芸術活動を振興し、潤いのある市民生活と豊かな感性を備えた人材の育成を図ります。

郷土の文化においては、文化財の保護を通じて国指定重要文化財千葉家住宅や遠野遺産、郷土芸能などの文化的資産を次世代に継承するとともに、『遠野物語』をはじめとする郷土の歴史や民俗資料の収集・調査研究を進めながら遠野市史編さんに取り組み、その成果を広く発信して、文化によるまちづくりを進めます。



大綱 5 みんなで考え支えあうまちづくり

主な項目：コミュニティ・市民協働・地域づくり・男女共同参画・広報広聴・経営改革・行政サービス・公共施設利活用 ほか

地区センターを中心としたコミュニティの振興を図り、市民が自ら地域活動に積極的に参画し、市民と行政が共に考え、共に支えあう協働のまちづくりに取り組みます。また、効率的で効果的な行財政運営を図るとともに、地域特性を生かした持続可能なまちづくりに努めます。

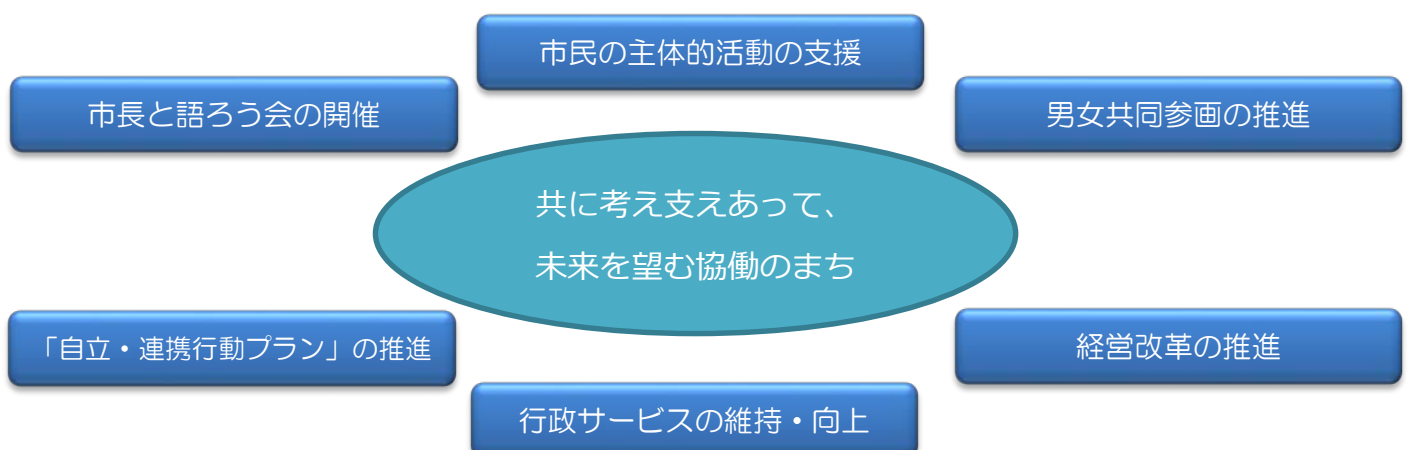
市民との協働においては、地域づくり団体などが、まちづくりを主体的に行うための地域活動への支援・連携・協力の仕組みを構築し、まちづくりの担い手となるリーダーの育成に努めます。さらに、男女がともにあらゆる分野で、一層活動できる男女共同参画を推進します。

広報広聴においては、広報遠野やケーブルテレビなどを通じた分かりやすい情報提供と、市民が主体的に市政運営に参画できる「市長と語ろう会」の開催や「市政なんでも相談箱」などによる広報広聴の充実を図ります。

行財政基盤の強化においては、市税などの歳入確保、経費の節減と合理化、適正な公共施設の維持による持続可能な公共サービスの実現、補助金などの整理合理化などを進め、民間委託、民営化などの推進、事務事業を見直すとともに新公会計制度への移行を図り、財政基盤の強化に努めます。第三セクターについては、「遠野スタイル自立・連携行動プラン」を踏まえ、一層の経営改革や組織再編を働き掛けます。

行政サービスにおいては、新庁舎における市民の利便性を図るとともに、社会保障・税番号制度の運用や、窓口業務のあり方を総合的に検討し、サービスの充実に努めます。

公共施設の整備と活用については、今後の公共施設のあり方とニーズの変化に対応した有効活用に取り組みます。



将来像である「永遠の日本のふるさと遠野」を実現するためには、特に、人口減少という現実に向き合い、少子化対策、人口の社会減対策などの施策を総合的に再編して取り組むことが求められています。

そのためには、産業振興・雇用確保、少子化対策・子育て支援の関連施策を再構築し、新たな時代に対応した心豊かな生活と地域づくりに取り組まなければなりません。

このことから、「永遠の日本のふるさと遠野」の実現に向け、大綱1から大綱5までにおける施策を総合的に組み合わせた相乗効果により、生産人口の増加と生活基盤の安定を図ります。併せて、結婚・出産・子育てしやすい環境づくりに努めます。

1 産業振興・雇用確保

産業振興と雇用の確保を図るために、地域資源を生かした生産、加工、販売に取り組む6次産業を総合的に推進します。併せて、地域産業の振興と企業が求める人材の育成や、新たな事業の創出への支援を図るなど、市民所得の向上と定住人口の拡大に取り組みます。

また、復興支援道路の整備に併せ、防災、産業振興、観光・移住案内などの拠点として、広域的な視点に立った特色ある「道の駅」の進展に努め、交流人口などの拡大を図ります。

2 少子化対策・子育て支援

少子化対策と子育て支援を推進するために、男女が出会う機会の創出から妊娠・出産・育児に至る切れ目のない支援、保育と教育の充実、住宅の確保と憩いの場の整備などに取り組みます。特に、妊産婦への包括的な支援体制の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

また、学校・家庭・地域との連携、協力のもと、次代を担う子どもたちの「知育・徳育・体育のバランスのとれた力」を育む取組を推進します。